

資料 1
(第 33 回 監視円卓会議)

北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議 (第 3 2 回)

議 事 録

日 時：平成 2 6 年 5 月 2 8 日（水）午後 4 時開会
場 所：P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

1. 開 会

【事務局】

それでは、定刻より若干早目ではございますが、皆様ご出席でありますので、ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第32回）を開催いたします。

本日、皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長の米津と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議は、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。会議の終了は、おおむね17時30分をめぐりに全体を終了させていただきたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は、川島委員、橋本委員、村上委員、吉田委員、4名の委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。

また、事務局から皆様へのお願いでございますが、本会議では、毎回、議事録を作成して公表しております。本日も、ご意見、ご質問等のご発言の際には、必ずマイクをお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の築地原よりご挨拶を申し上げます。

【築地原局長】

皆さん、お疲れさまでございます。

今年の4月の異動で北海道環境生活部環境局長となりました築地原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、眞柄委員長初め、委員の皆様、そして、関係者の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから道の環境行政の推進に多大なるご協力をいただいております。この場をおかりして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、平成26年度の最初の監視円卓会議でございますが、前回の会議から約4カ月ほど経過しております。この間、環境省から、昨年10月に検討要請のございましたPCB廃棄物処理基本計画の検討につきまして、ことし4月25日に、室蘭市長とともに、私ども道の環境生活部長が環境大臣にお会いいたしまして、国の要請を受諾する旨、回答させていただいたところであります。

詳細につきましては、後ほどご説明させていただきますけれども、道といたしましては、今後、国の基本計画の改定内容を踏まえまして、道の計画を変更してまいる予定でございます。引き続き、国や室蘭市などと連携をいたしまして、PCB廃棄物の安全かつ円滑な処理の推進に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

本日の会議では、この国からの要請の受諾に関する件のほか、J E S C OにおけるP C B廃棄物処理事業の進捗状況、環境モニタリングの結果などについて、J E S C O及び事務局から報告することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、この会議とは関係のないことではございますけれども、皆様にご覧がございませう。

実は、大変残念なことではございますが、ことし道内の交通事故死者数が昨年を上回るペースで推移しております。春を迎えまして、皆様、お仕事以外でも行楽等でお車を使用されることがあるかと思ひます。また、車ばかりではなく、歩行時のことでもございませうけれども、ぜひ、交通安全にご留意をいただきますとともに、それぞれの職場におきましても周知をしていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、委員の皆様には、本日、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日のオブザーバーとして、環境省からご出席をいただいております産業廃棄物課の塚本課長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

【環境省】

眞柄委員長、委員の皆様、地元の室蘭市、北海道の皆様、オブザーバーの皆様、日ごろより、J E S C Oの操業に関しまして、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

先月4月25日、青山市長が私ども石原環境大臣を訪問してくださいました。その中で、室蘭市として、安全性の確保に関する厳しい条件、処理期間を決して延長しないことや、万が一の事故があったときには責任をとることなど、さまざまな条件を付された上で、私ども国の計画の変更案をご了承いただけるというお答えをいただきました。

私自身も、この場に毎回参加させていただき、地元の中にさまざまなご意見があることは承知をしております。そうした中で、市長、市の皆様が地元の総意としてこうした前向きのお答えを出していただいたことについて、大変感謝をすると同時に、深く敬意を表したいと思います。室蘭市の英断によって、私どもは、国際条約であるストックホルム条約の平成40年の期限を我が国として達成することができる、そして、日本全国のP C Bが計画的に処理が進められるということでございます。

また、室蘭市と前後いたしまして、ほかの4自治体からも同様のご回答をいただき、ご了解をいただいたところであります。これを受けまして、5月13日に国の検討会を開催させていただきます。本日は、その検討会でご了解をいただきました基本計画の変更案

についても皆様にご紹介をさせていただこうと思っております。

私どもは、この検討会を非常に重視しているわけですが、検討会におかれましても、さまざまな先生方から、今後の安全な推進について、あるいは、きちんと計画期間に終わるべきであるということについてご意見をいただきました。また、本円卓会議の眞柄委員長にもご出席をいただきまして、安全性の確保、そしてまた、この円卓会議の皆様が今日まで長い期間にわたり、私どもの安全操業に向けて大変なご尽力をいただいていることや、今後、こうした円卓会議、監視会議同士の相互交流などを進めていくべきであるというご意見も頂戴したところでございます。

私どもは、今後、正式なものとして本計画の変更を行ってまいります。さらに次のステップとして、各都道府県、自治体におけるPCB処理計画をしっかりとつくって、お約束どおり期限内の処理を行うべく、これから一步一步進んでまいりたいと思っております。また、その際には、引き続き、監視円卓会議の皆様からのご指導をいただきながら、ご意見もしっかり耳を傾けながら進めさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、ご指導をお願い申し上げたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

塚本課長、ありがとうございました。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、眞柄委員長をお願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思っております。

最初に、資料の確認をしたいと思っておりますので、配付されている資料のご紹介をください。

お願いします。

【事務局】

北海道循環型社会推進課の池谷と申します。よろしくお願いいたします。

私から、最初に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、次第に記載してありますとおりでございますけれども、資料1が前回の議事録でございます。続きまして、資料2-1、2-2が議事(2)で使用いたしますPCB廃棄物処理基本計画の変更についての資料となっております。資料3が議事(3)の「北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について」で使用するもので、資料3-1から3-8まで八つの資料が添付されております。

そのほかに、参考資料としまして、J E S C Oで作成しております「北海道P C B廃棄物処理事業だより」の最新号、参考資料2、3としまして、平成25年度、26年度の安全衛生環境活動計画・実績表です。参考資料4としまして、明日29日に事業報告会をやることになっておりますが、そこで使います「北海道P C B廃棄物処理事業環境モニタリング 平成25年度の概要と結果について」という資料をつけさせていただいております。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

もし何かあれば、その場所場所で申し出ただけであれば、事務局からお渡ししたいと思います。

まず最初に、前回の議事録でございます。

これについては、あらかじめ委員の方々にお願いをしておりましたが、特にご意見がなければ、これで了承としたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、早速ですが、具体的に「P C B廃棄物処理基本計画の変更について」に入りたいと思います。

まず、資料に従いまして、室蘭市、北海道、環境省の順にご説明をいただきまして、その後、ご質問等をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

それではまず、室蘭市、お願いいたします。

【室蘭市】

室蘭市経済部長の池田でございます。

眞柄委員長をはじめ、委員の皆様方には大変お世話になっております。よろしくお願いいたします。

国からP C B廃棄物の処理基本計画の変更につきまして、昨年10月25日に検討要請がございました。検討要請の中身は、まず、処理期限の大幅な延長と、安定器の受入地域の拡大の2本の大きな要請がございました。

私どもは、それ以来、北海道とも慎重に検討をしまして、住民説明会の開催、関係機関への個別説明、市議会での議論、あとは、環境省から副大臣に来ていただいて、議会との直接的な意見交換等々をこれまでやってまいりました。最終的には、本市としては、これまで環境貢献をしてきておりますが、一刻も早い安全で確実なP C B処理を進めまして、後世に負の遺産を残さないための協力をするのが環境産業都市を標榜している本市

の役割であるという考えの中で、一方では、地域において非常に大きな住民不安の声もございました。

それを受けまして、本市としては、これまで受入条件を作成しておりますが、新たに受入条件をつくりまして、資料2-1にございますが、4月25日金曜日に、環境省の大臣に市長、議長、北海道の部長にご協力いただきながら参りまして、私どもの受入条件の提示をし、大臣はその場で条件の承諾をしていただいたということでございます。

それを受けまして、私どもは、室蘭市の経済常任委員会に、PCBの新たな基本計画の変更案について受入れを行うという経過でございます。

資料をめくっていただきまして、後ろにあるものは、いわゆる受け入れ条件の文書でございます。最初の別紙は、市から大臣に対しての受入れのための鑑でございますけれども、こういうことで回答をお願いしますということです。

次の横のページは、新たに私どもがまとめた受入条件でございます。これは、これまで、東北地方の15県の受入れに際しましても受入条件をつくってまいりましたが、今回は、さらに大幅な事業の延長と、地域がさらに拡大するというのもございまして、私どもの課題でございます住民の安心・安全を最優先に進めていただきたい、安全性の確保とともに、確実な事業推進でございます。

(2)は、今後、新たな計画を推進していく上で、料金の問題とか、未処理のPCBの問題もでございます。全体の総量でPCBがどれくらいあるのか、そういったことも含めて、国の推進策を積極的に進めていただいて、期限内に事業を終了していただき、再延長は行わないでいただきたいということでございます。

(3)は、大震災の影響がございまして、地域住民の非常に不安な声がありますので、何かあった場合には、国として責任ある対処をお願いしたいということでございます。

めくっていただきまして、2番目は、産業廃棄物の排出県等によるPCB関連事業の展開です。これについては、本市は、北海道ほか15県の広域のPCB処理をやっておりますが、この貢献につきまして、必ずしも外の方から理解がされていないのではないかと。また、排出者についても、自分の排出しているPCBの最後の工程について、こういった進んだ施設で安全に処理されているということを見学するのも排出者の責任の一つではないかという気持ちもございまして、施設の視察や研修会等々の開催につきまして、国に必要な施策をお願いしております。

3番目は、本市が取り組む環境関連事業の協力でございます。もともと、本市は、PCBの処理をするに当たりまして、当初、循環型社会型の環境産業の集積を旗印にやっております。最近では、地球温暖化対策ということで、環境のテーマも変わってきております。私どもは、現在、持っている施設、技術、人材を生かす環境産業集積のためのグリーンエネルギータウン構想を進めているところでございますが、そういったことにつきまして、国の支援をお願いしております。

新聞報道等が先行しておりますが、環境科学館等の環境科学の啓発、室蘭地域における

環境の重要性の醸成にも私どもとして取り組んでまいりたいと考えてございます。

その他でございます。

P C B 処理については、事業終了後、国と約束がございますが、こういった先端的な施設の違う活用について、また、時期が来たときに検討もお願いしたいということでございます。

(2) につきましては、市のいろいろな行政課題がございますが、この辺は細かいことで長くなりますので、総体として本市が抱える課題についてご配慮をよろしくお願ひしたいということでございます。

以上が受入条件でございます。

それに対しまして、ページが飛びますが、石原大臣から青山市長宛てに、承諾をするということと、ここに書いておりませんが、コメントの中で、立地市の室蘭市の取り組む事業について、しっかりと支援をしていきたいというようなお言葉がございました。

なお、10月25日に環境省から要請を受けておりますが、その前から、P C B の検討委員会が行われております。これは東京段階でございますけれども、いろいろな専門の先生が集まって、我が国のP C B について、これからどういう体制でやっていったらいいのだろうかという熱心なご討議をされました。その中で、眞柄委員長は、5事業所の円卓会議の委員長の立場で委員になられまして、北海道の現地におけるいろいろな課題、状況をお話ししていただきまして、本事業所での処理の新たな展開につきまして大変エールをいただいたことを、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

以上でございます。

【事務局】

北海道循環型社会推進課の水島といいます。よろしくお願いいたします。

国からの基本計画の変更の検討要請を受けまして、道として25日に報告した報告書が別紙2になります。

去年の10月25日に検討要請を受けまして、道といたしましては、住民説明会、あるいは、本監視円卓会議といった場で検討要請の内容についてご説明させていただきました。それから、室蘭市と連携いたしまして、国の示した処理期間あるいは安全対策につきまして、道としても検証を行いました。検証の結果、妥当なものというふうに判断し、その旨についても住民説明会等でご説明をさせていただいたところです。

国への回答に当たりましては、これまでP C B 廃棄物処理事業に対しまして多大な貢献をしてきました室蘭市の意向を尊重して、ただいま池田部長からご説明がありましたように、室蘭市が示した受入条件を承諾すること、それから、国に対しまして、引き続き、J E S C O、日本環境安全事業株式会社が責任を持って国が指導・監督する、さらに、新たに北海道事業の対象地域となります1都3県に協力を求めて、このP C B 廃棄物処理事業が円滑に推進され、安全確保が図られることを道の受入条件として国に提示したところで

す。

資料の一番最後のページになりますけれども、環境大臣から、別紙4のとおり、受入条件については承諾する旨の回答をいただいたところです。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、続いて、環境省から基本計画の変更（案）の概要について説明をいただきたいと思います。

【環境省】

環境省の中野と申します。

私からは、お手元の資料2-2につきましてご説明させていただきます。

これまで、室蘭市、北海道、あるいは、冒頭に塚本からも申し上げましたとおり、PCB廃棄物処理基本計画の変更につきましては、北海道、室蘭市に検討のご要請をさせていただいた後、市民の皆様のご意見を直接頂戴する場、あるいは、先ほどの議事録の中で出てまいりましたが、この会議の皆様方からもご意見を直接頂戴するなどさせていただきました。最終的に、室蘭市、北海道庁のご了承もいただいた上で、今月13日に環境省で設置しております有識者の検討会に、眞柄委員長、室蘭市、北海道の方にもご出席をいただいて、その中で検討、ご承認をいただいたものが、今お配りさせていただいております資料2-2の基本計画の変更（案）となっております。

資料は、二つの構成となっておりまして、最初のページの1枚紙の表裏は、2枚目以降の全体の基本計画の変更のコアとなっている部分を端的にまとめた資料となっております。本日は、お時間の関係もございますので、この1枚目の資料を中心にご説明をさせていただきます。

1枚目の1点目の変更の背景につきましては、皆様方には特にご案内のことかと思っておりますが、PCBの処理は、平成24年度末時点で高压トランス、コンデンサの大体半数を終えたところです。あるいは、安定器につきましては、北九州及び北海道において処理を開始させていただいたところがございますけれども、1点目の最後の○にありますとおり、残念ながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式で処理開始後に明らかになった課題の対応等がございまして、当初予定していた平成28年3月までの事業の完了が困難な状況にあったところがございます。

その背景を踏まえた上で、2点目でございますけれども、処理計画の変更の主な内容につきまして、(1)(2)の二つが大きくございます。まず、(1)としては、処理の体制を改めて整理させていただいたところがございます。

①から③まで三つ対象物を分けて書いておりますが、①が、現在、JESCOで処理を

行っている高圧トランス、コンデンサ、安定器といったものでございます。こちらにつきましては、4点書いておりますけれども、皆様方からもご心配、あるいは、市民の皆様からも直接いただいたご心配の中で最も大きいものの一つである安全な操業を第一とさせていただくこと、それから、処理期間については、計画期間を設けますが、その中でも一日でも早く処理をすべきといった地元の方々の強いご希望にきちんと沿えるよう、一日でも早期に処理することを大前提とさせていただいております。

その上で、②、③の5事業所の長所や安定器の処理についてでございますが、こちらは裏面をご覧ください。

裏面にカラーで、上にJESCOの処理体制、下に処理期間と書いてございますが、こちらでもご覧になっていただいたことであろうかと思っておりますけれども、上の図は、これまで5事業所それぞれで行ってきた高圧トランスなどの処理について青色で書いておりますが、5事業所それぞれで得意とする処理対象物、不得意とする処理対象物がございまして、これを全国地域間の融通をきかせて早期に処理を終えるような体制を整えさせていただくということです。

それから、赤い印で書いておりますけれども、蛍光灯安定器とか汚染物につきましては、残念ながら、大阪、豊田、東京での処理が難しいこともございまして、北九州、それから北海道室蘭事業所に処理を集約させていただく体制をとることで、早期の国内のPCB廃棄物の処理をさせていただく体制を築くということでございます。

それから、下でございますが、処理期間につきましては、現状の処理の体制でまいりますと、試算によりまして平成49年度まで処理がかかるというような見通しがあったところ、このような処理体制の見直しを行うことで、青色がトランス、コンデンサ、赤色が安定器等になっておりますが、いずれにいたしましても、矢印としては一番最後は平成37年度までに処理を終わらせていただきます。特に、実線と点線で書いてありますが、現在把握されているものにつきましては、計画的に実線で処理を終わらせるように取り組んでまいりたいと思っております。さらに、点線については、今後新たに生じるものに対しての期間をある程度見込んでおりますが、このような期間の中で確実に処理を終わらせていただくような体制をこの計画で整えさせていただきます。

それから、表の面に戻っていただきまして、2番の(1)の①までお話をさせていただきましたが、②、③には、JESCOで処理するもの以外に、微量PCB汚染廃電気機器等とか低濃度のPCB廃棄物がございまして、こちらにつきましては環境大臣が無害化認定をするといった制度がありまして、これを活用して処理を行っていくようなことを主に書いております。

それから、(2)の主な取り組みでございます。

こちら、この場の皆様を初めとする地元の皆様方から強く要望をいただいております、施設の安全性を担保するための今後の新たな取り組み、あるいは、新たに延長された処理期限を確実に守り、かつ、一日も早く処理をするために必要な新たな取り組みを中心

に書かせていただいております。

安全につきましては、これまでもご説明させていただいておりますが、施設の稼働期間が長くなるということで、その経年劣化もきちんと考慮して長期の設備の保全計画というものを立てて、計画立てて施設の安全性を確保できる補修、更新を、きちんとした資金の背景を国が持ちながら行っていくこと、あるいは、日常的な工程改善をきちんと行っていくことを内容とさせていただいております。

それから、②の一日でも早い処理完了に向けた処理促進策でございます。前回の円卓会議でも、全体の量をまだ把握できていない部分があるのではないかとのご指摘もいただいたところでございます。まさに、まだ把握されていない対象物を、都道府縣市だけでなく、国あるいはJESCO、電気保安の関係の事業者などが協力する体制を築きまして、未処理の事業所を把握して一覧表にする、あるいは、その人たちが確実にJESCOの施設に処理をするように吐き出させるような必要な指導等をきちんと行っていくことを中身のひとつとさせていただいております。

そのほか、経済的な面で、残念ながら処理をすることが難しい方への支援や、逆に、意図的に処理を行わない方に対する対策も検討してまいるといことも計画の中で位置づけさせていただいているところでございます。

あるいは、微量PCBにつきましては、処理のさらなる受け皿を検討していくということも掲げてございますが、こういったことを新たな計画の取り組みとして進めていくことによりまして、一番下でございますけれども、先ほど申しましたとおり、現状のペースでいきますと、ひょっとしたら平成49年度までかかるのではないかとこの処理期間を37年度までに短縮して、国際的な約束期間でもありますストックホルム条約で求められている平成40年までの処理を完了することが可能となる計画とさせていただいたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、室蘭、北海道、環境省からご説明をいただきましたので、ただいまの説明についてご意見やご質問がありましたら、どうぞお出してください。

【〇〇委員】

今のご説明の中で、これは前にも出ていた表ですけれども、青色の横線は、あくまでも、現在、把握されているものを処理するという意味の線と考えればいいのですか。その意味によっては、受け取り方が全然違ってくるわけです。例えば、前回の会議でも出されましたけれども、安定器などは約2,000万個つくられているのに600万個しか把握されていません。では、あとの1,400万個を残りの2年、3年でできるのかという問

題があるし、報道によれば、北九州市は、この期限内で6,000トン全て打ち切りというのなら受け入れますよという市長の表明がありました。室蘭は、報道では、4,300トンと言っています。では、4,300トンは、把握されているものを言っているのか、把握されていないものも入っているのかということもはっきりしていません。そうすると、北九州は早く終わってしまいますから、当然、残ったもの、後から出てくるもの、日本中のさまざまなものが、全部、二、三年で室蘭に集中することになります。そういう矛盾点をこの中で僕は感じるのですけれども、この辺を詳しく説明していただきたいと思います。

我々は、これがうまくいかないことを望んでいるわけではなくて、本当に今の時点でしっかりした計画や案を持っていかなければいけないと考えています。例えば、文書の中にはありませんけれども、前回の説明会で使われた資料を見ますと、期限までにやらなかったものは、JESCOは事業を終了させて責任を負いませんよ、あなた方が自前でやりなさいということを書いてあります。これは、国が責任を持ってストックホルム条約を結んでいるにもかかわらず、個々の個人や企業に国際条約を守れと言っているのと同じです。明らかに矛盾したことを言っているわけです。

今、具体的に進めていることを、かなり強制力を持ってやらなければいけないわけです。それができなかつた後に個人にやれと言ったって、できるわけがないはずですよ。ですから、やはり、期限を決めたのであれば、法改正も含めて、本当にやるという姿勢を国の責任で明確にしてやっていかなかつたらいけないです。その点でいけば、前回の説明資料は非常に矛盾に満ちたものだと私は理解しています。まず、この第1点目を説明してください。

【環境省】

まず、実線の考え方ですが、まさに、処理対象と考えているものにつきまして、数で把握しようとするのと、おっしゃるとおり、現在把握されているもの以外を把握できるのかということ、事実上、難しいところはございます。もちろん、今回、我々が数字として押さえて考えていった中では、今、廃棄物になっていないもの、例えば、使用中のものについても、把握できている部分については、当然、そこも考えながら期間などの設定をしております。

特に、処理基本計画の中では、実線の期間を計画的処理完了期限という呼び方をしておりまして、国内の保管事業者、PCB廃棄物の保管をする方につきましては、この期間内に着実に処理をJESCOに委託していただくように、行政なり関係機関がきちんと指導等を行っていくということを第一の考え方として全て統一して書いております。我々は、この期間内に確実に処理が委託されるように、まず見つけるということと、見つけたものがちゃんと期間内に押し出されるように事業者には指導していくことを基本的な考え方として、基本計画の中に書かせていただいております。

さらに、私どもはこの会議の中でこれまでもご説明させていただきましたけれども、そのほかにも、いわゆる資力の少ない方に対する措置とか、先ほど私が申しあげましたように、意図的に処理をしない人たちに対する対策というものも計画の中では盛り込んでおります。しかし、そこまでしてもしない人たちに対して、JESCOを充てる必要があるのかについては、そこまではしないと確かに資料で申しあげています。逆に、我々の意図は、そういうことを明確に早目に打ち出すことによって、JESCOの稼働中にきちんと処理されるように追い込んでいくことをやらせていただく、そこに全力を尽くしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【環境省】

少し補足させていただきます。

今回の計画で、確かに終期が北九州地方が先に終わるから、日本の半分の安定器については、室蘭が残りなので、残りがあつたらこっちに来るのではないかとのご心配ですが、そのような計画とはしておりません。それぞれの事業所がそれぞれの地域の安定器の処理をするという計画でございます。北海道があいているからといって、大阪や関西の事業者の方が北海道で処理ができるとおっしゃっていただいても困るということで、そこはしっかりと線を引いてやるつもりでございます。

そうしますと、安定器、トランス、コンデンサ全体にかかわらず、最後に閉めてから物が見つかったらそうするのかというご質問をかねがねいただいております。そこは、現段階で100%の答えはないです。しかし、一つははっきりしていることは、我々のJESCOは、国税を相当投入して、1日数百万円相当のコストをかけて営業しています。そういうぼつぼつ出てくるもののためにあけておくのは無理なのです。ということは、大規模な、集中的な処理というのは、この特措法のもとできちんと国が税金を使ってやりますけれども、このJESCOが営業をやめた後に万が一発覚したものです。それはないと私は申しあげません。きっとあるでしょう。そういったものについては、JESCOの仕組みを使った処理を私どもは考えておりません。それについては、またその時々で知恵を出していくしかないと考えております。

【〇〇委員】

では、関連して質問します。

そうすると、具体的な問題を進めるということは、今のは一般論としてのお話だと思うのですが、例えば、現在使用しているものはいつまでにとめるのかということをも具体的に企業に明示していかなかったら、ぎりぎりまでやっていいのかという話も出てこないとは限らないわけです。そうすると、事業計画はもう少し具体的に提示しなかったら企業も対応してこないし、ここでは見えません。これをはっきりさせるべきだと思います。

それから、この計画の変更（案）の概要を見ていて、あれっと思ったのは、1、2、3と変更の背景と書いてあるけれども、変更の背景の中に未把握のPCBが大量に存在しているということを背景に書かれていないのです。これは、今の時点では非常に大きな問題だと思います。

ストックホルム条約が締結されるまでの間は、非常に曖昧なものがあったから、行政の責任というのはいろいろな意味で我々もはっきり物を言い切れない部分があります。しかし、ストックホルム条約が結ばれた後のPCBに対する把握の責任は、行政にも明確にあるわけです。少なくとも、この間でもいろいろな問題が指摘されていて、まだその部分からはっきりしていません。

例えば、37年までに終わりますよと言うけれども、把握はいつまでやるのか。JESCOを切る意味は、一般論としてはわからないことではないです。しかし、把握するめどをいつまでやるのか、どういう方向でやるのか、いろいろなやり方がありますので、僕らもこれから具体的に文書で提案していこうと思っていますが、その辺はまた別問題として、そういうところが具体的に出てこない文書というのは、今やっている期間と、これから延長する期間に対する信頼という問題では、僕らは非常に薄いのです。やはり、把握するという行政の本来の責任の怠慢だと僕は言いたいです。非常に希薄です。

今になって問題が表面化してきて、PCBの存在のあり方も多様で、いろいろな形があることがわかってきて、処理の方法も含めていろいろとやられてきました。経過としては僕らはよくわかります。しかし、本来は把握する段階でわかっていなければいけなかったはずで、そうとすれば、いつまでに未把握のものを把握するという目標点を明確にしなかったら、この事業は先が見えないのです。僕らは、そうなってくると、一番最後に終わる室蘭に全部が否が応でも集中してきて、4,300トンとは何の話だという話になってしまうのではないかという疑念を持たざるを得ないのです。

【環境省】

まさに、〇〇委員がおっしゃるとおりの取り組みを今後しっかりやっていかなければならないというのは、私どもも同じ思いでございます。

資料2-2の2枚目以降が計画の本体になっているのですが、例えば9ページをごらんください。

9ページの真ん中から下のあたりに、「(2)都道府県市の取組」がありますけれども、まさに、ここの第1段落が、私がこれまで申し上げておりました掘り起しということです。計画の書き方になっているので、ややわかりにくいかもしれませんが、ここで書かれている内容をよりわかりやすく申し上げますと、使用中も含めて、未処理の機械を持っていると思われる方々への掘り起し調査、情報収集をいろいろなツールを使って、あるいは、電気保安関係、保管業者と関係のある事業者団体、また、国というのは、環境省のみならず、経済産業省もあると思っておりますけれども、そういったところが協力して、まず

は未把握、未処理の業者を把握して、一覧表にします。要は、未把握で見つかるものについて、これをしっかり情報として管理した上で、次のアクションとしては、まさに河野委員がおっしゃっているとおり、特に使用中のものについては、いずれ廃棄物になればPCB廃棄物として処理をしなければならないわけですから、こちらについて、都道府県市が中心となって各事業者直接向アプローチして、今、使用中でいずれ廃棄すると処理することになるということをしっかり伝えていくのだろうということがあります。

その上で、それを何年かというところについては、先ほど来、問題となっておりますJESCOの計画的処理期限はもう決めておりますから、この中で処理をしなければ、処理の方策は基本的にほかはないということをしっかりお伝えしていきます。

【委員長】

書いてあることはよく分かるのです。

ただ、〇〇委員が言われるのは、例えば、このペーパーでいくと、室蘭の事業所が安定器に関して、とりあえずは赤色のラインで平成35年までとあります。今は平成26年ですが、いつごろまで新たな掘り起こしをするかというロードマップがこのペーパーの中には書いていないのです。その辺を、環境省、また道内のものについては道がいつまでにやるのか、あるいは、室蘭の事業所に持ち込まれようとしている従来の15県プラス、今度は東京事業所に関係しているようなものも、いつまでだったら室蘭分がほぼ十分把握できるようになるのかというロードマップがないではないか、それがなければ心配ではないというお話だと思います。

今の時点では基本計画をつくるだけですから、具体的にロードマップの作業に入るのがいつごろで、そのロードマップについて室蘭事業所も関係していますから、室蘭の円卓会議にいつごろまでにある種のめどを見せてくださるかという形の質問にして、答えていただければと思います。

【環境省】

現在、ロードマップがないということです。

これは、二つあると思っています。一つは、使用中も含めて、わかっているものを、何県のものをいつ、どういうふう処理するのかという具体的なロードマップです。これについては、この1年を目途に、早急に案を整理してお示ししたいと思います。

次に、未把握のもです。これは、今回、私どもの計画の中で把握していくための仕組みは、最低限、つくらせていただきました。ただ、今後、いつまでに、どんなスケジュールで把握していくのかについては、正直、空手形を切れないので、まずは、経産省も保安関係も含めた協議会を年内に早急に立ち上げまして、その共通台帳で作業をしながら、目標の時期を明らかにして、報告したいと思います。

それから、PCBの製造量と把握量のギャップは、これまでも随分ご意見をいただいて

おります。大変大きいギャップがあるというのは、私どもも全く同感でございますけれども、これまた昭和43年の使用中止以来、長い時間がたっていて、私どもも法律に基づいた届出義務をかけて、各省庁を通じた洗い出し調査も過去に行っておりますが、なかなか限界があることも現実でございます。北九州などの全数調査をかけたベストプラクティスの例で申しますと、5%前後、未把握のものが見つっております。逆に言えば、今の時点でどんなに頑張ってもその程度のものしか見つからないという残念な状況も予想しております。しかし、5%でもいいから、あるものはちゃんと見つけていくのだという部分についての行動計画は、今回はまだ仕組みしかつくっていないので、早急にお示しする努力をいたします。

とはいえ、やはり最後まであいている北海道に全国のもものが来るのではないかというご心配は私も共有しました。ただ、そういう計画にはしていません。そういうような考え方では困ると思っていますので、むしろ、北海道を期待する考えはだめだということを九州エリアの各事業者の皆様にはしっかりお伝えしていくことは、国としての一つの役割だということを私たちはしっかりと認識させていただいております。

【〇〇委員】

これに関連して一つ聞きます。

北九州の調査内容は、私どもも勉強させていただきました。大変苦労されてやった結果、5%ということです。その中で、我々がつかんだ教訓ですが、いわゆる上から目線という調査だったと私は思っています。

結果として、前回の会議で私も発言しましたがけれども、この機会にPCBを使用した部品が入っていることが認識としてないのが結構多いということが私たちはわかってきました。これは、全部素通りしてしまいます。やはり、一番頼れるのは誰かといったら、国民の情報です。我々が持っている情報を、全部、国や道や市に集中していけばいいのです。そのためには、国民に正しい情報、知識をお伝えしなければいけません。そういうことが大事だと思います。これは、北九州の非常に努力した結果から学ばせていただきました。

私どもの提案は、一言で言えば、どうやって国民にPCBに対する正しい知識を広く周知できるか、どこにどう使われているかという具体的な問題まで含めて伝えてもらえるかというあたりが課題だと思います。これは、真似をしろという意味ではありませんが、民間の会社がやっているのを見てなるほどなと思ったのはストーブです。それから、湯沸かし器と空気清浄機です。あれは、いろいろな問題があって発火してどうのこうのという問題がありました。それをメーカーが非常に上手だなと思ったのですが、メーカーの名前を売るにもすごく役に立つし、なおかつ、国民に正しい知識を与えて、情報を得て、問題を解決していつているという現実を私どもは見ていました。

やはり、ああいう規模の大きな、誰の目にもつくようなことを考えて、予算を使う。それは本当に有効な予算の使い方だと思います。ああいうことを考えなかったら、PCBは

一向に見つからないと思います。さっきから言っていてくどいけれども、2,000万個のうち600万個しかまだ把握されていません。この間、〇〇委員がおっしゃっていたけれども、解体するとき一緒に解体されてどこかに埋められているか、投げられているか、燃やされているか。私も、トランスなどは金属として外国に輸出されたのを目の前で見たと話も聞きました。中身はどうしたのかと聞いたら、どこかへと言われました。この室蘭でさえ、間違っただけで重機でつって、落として割れて、どこかへ消えてしまったという話も当事者から聞きました。そういうものはもう見つかりようがないけれども、そこに至っていないものをいかにしてみんなの知恵で集めるかということが大事だと思います。

行政を責めるのが一番簡単です。おまえらの怠慢ではないかと言うのが一番簡単な言葉だけれども、それを今言ったってしょうがないことです。これからは、国民の知恵をどう集めるかが鍵だと思います。そういうやり方をしていかなかったら、これからの39年までの話は具体化にならないと思います。それを一刻も早くやるかどうかです。さっき、委員長がロードマップという言葉をお使いになりましたけれども、ロードマップを具体的にいろいろな分野でやっていく、同じお金を使うのだったら集中的に使って国民に正しい知識をお伝えし、情報を伝えることによって、情報を大量に集めるというスケールをもう少し変えたやり方をしなければやっていけないと私は思います。

今、工場などは、本当に一生懸命頑張ってやっているといます。僕らは、いろいろな心配をして、時には余計なことも言いましたけれども、一生懸命やっています。それは、本当に高く評価していますし、これからも続けていただきたいと思っています。ただ、今、大事なものは、未把握をどのように把握するかということが課題だと感じています。ぜひ、その辺は知恵を絞っていただければと思います。

【委員長】

今、〇〇委員からお話がありましたことは、実は、検討委員会でも多くの委員から指摘された事柄です。この基本計画のペーパーの中には、今お話があったような事柄について具体的には書いておりませんが、委員会でもいろいろと議論になって、委員長の永田先生からも、このあたりについてはかなり強い要望が出ておりましたので、いずれ具体的な計画が出てきたときにご紹介をしていただければと思います。

確かに、今、PCBのものとして発掘されて台帳に載っているのは、いわば事業所で使われていたもので、言葉は悪いですがけれども、事業所とは言えないような零細企業で使われていたものとか、民生用で使われていたもの自体が必ずしも十分に発掘されていません。今後、そういうものどうやって発掘するか、少なくとも今残っているものは的確に把握するようなことをやっていかなければいけないと思います。そこは、国だけではなくて、むしろ都道府県、地方自治体の問題かもしれませんけれども、よく連携をとって進めていただきたいと思っています。

それ以外に何かございますか。

【〇〇委員】

前回、最初の人に、交流事業ということで振興策の中にあつたのですけれども、それがほとんどなされないまま終わってしまいました。今回は、室蘭市の要望としては、施設関係者の研修会、施設視察という形にトーンダウンしているように思われますが、交流事業はどんどん進めていただきたいと思います。

それと同時に、最初に言われたと思いますが、我々の監視円卓会議の交流事業としてお互いに、私も最初に北九州のほうに行かせていただいたのですけれども、そういった交流事業はやはり必要であると思います。また、それが非常に有意義な体験をさせていただいたので、こういったものを確実に実施していただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

【委員長】

それでは、基本計画の変更については、これで終わりたいと思います。

検討会のときに私が申し上げたことは、今の施設は10年前に設計された施設ですが、この10年間で科学技術は進歩しているので、新しい進んだ科学技術を取り入れながら、あと10年間使えるような施設に更新していくと。これは、ペーパーの中にも書いてありましたが、そのときの考え方として、ぜひとも取り入れていただきたいというお話をしました。

先ほど、室蘭市の経済部長からお話がありましたが、環境産業都市を室蘭市の大きな柱として考えておられるとすれば、そこで展開されている環境対策が、まさに先進的なPCBの処理技術がいつでもほかの事業所よりも最先端であるべきだと私は思っておりますので、JESCOは、ぜひそういう考え方を工夫して取り入れていただきたいと思います。

続きまして、議事(3)の処理事業の進捗状況について、JESCOからご説明ください。

【JESCO】

日本環境安全事業北海道事業所でございます。

今月の21日をもちまして、当初施設操業7年目を迎えております。現場として、引き続き、PCB廃棄物の安全確実な処理と情報の公開を推進してまいりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。

資料3-1でございます。

日本環境安全事業におけるPCB廃棄物の処理状況ということで、5事業所の経緯を記載しております。

この資料につきましては、前回の円卓会議資料と変更がございませんので、説明を割愛

させていただきます。

続きまして、資料3-2でございます。

北海道事業の進捗状況ということで、平成15年の北海道事業所の開設から現在までの11年間の出来事を記載しております。

前回の円卓会議以降の出来事につきましては、一番最後のページです。ページをめくっていただきまして7ページです。目次はページの一番下でございます。

7ページに平成26年の出来事を記載させていただきました。2月から4月にかけて、トラブルを発生させてしまいました。この内容につきましては、後ほど担当からご報告させていただきます。

続きまして、資料3-3に行きます。

これは、実際のPCB処理の状況をまとめた資料でございます。

1ページ目は、当初施設、脱塩素化分解施設の処理の状況でございます。表紙が受入状況ということで、トランス、コンデンサの試運転期間以降の年度別、月別の受入状況を記載しております。合計で申し上げますと、この表の一番右下の4万67台の受入れをしております。

次のページに、道外分を五つのブロックに分けました受入状況を記載しております。こちらの数字をご確認いただければと思います。一つ一つの台数の紹介は省略させていただきます。

次に、PCB廃棄物の処理状況について、抜油ベースの進捗率で申し上げます。

3ページでございます。

黄色のところをご覧いただきたいと思います。

トランス類が現在2,937台、進捗率70.9%、コンデンサが3万6,656台ということで、進捗率64.6%です。

前回、〇〇委員から、前回分と今回分の登録台数を紹介してほしいということでしたので、今現在の登録数を表の中に記載させていただきました。前回の円卓会議での登録台数がこの一番下の※のところに書かせていただきましたので、前回の台数と比べますと、少しではございますが、登録台数がふえております。

次に、ここ1年間のトランス、コンデンサの月別の処理台数を棒グラフにさせていただきました。上段がトランス、下段がコンデンサでございます。トランスは、一品一様ということで、でこぼこがございます。それに比べまして、コンデンサは、大体同様の形をしていますので、集中的な処理が可能です。トランスにつきましては、月間で20台とか60台の処理ですが、コンデンサにつきましては、月平均700台ぐらいの処理ができています。

5ページに参ります。

上段の純PCB処理量は省略させていただきます。トランスやコンデンサを解体しますと、いろいろな廃棄物が出ます。そのうち、有価物——お金をいただいて払い出してい

るものの重量が5ページの下です。鉄、銅、アルミ等の数字でございます。幸い、ことし4月から、陶磁器できています碍子も買っていただけるようになりましたので、碍子の数量も記載させていただきました。

5ページの下は、有価物としての実績でございます。

ページをめくって6ページです。

上段の表は、私どもが業者にお金を支払って処理していただいているものの数量でございます。碍子も4月分は空欄になっております。

あとは、無害化処理認定施設です。PCB濃度が5,000ppm以下のものにつきましての払出しの状況をこの表の一番下に書かせていただきました。今後も、無害化処理認定施設を利用しながら、私どもの処理を進めていきたいと思っております。今のところ、本州の無害化処理認定施設に払出しをしております。

7ページ目になりまして、増設施設、プラズマ処理施設の数字でございます。

当初施設と同様に、上の表が受入状況です。総数だけで申しますと、この表の右下の黄色になりますが、393トンを受け入れております。

表の一番下には、道外のブロック別の受入状況を記載しております。

ページを進めて申しわけないのですが、8ページに移ります。

増設処理施設の処理の進捗率でございます。

操業を開始したところですので、登録台数はまだまだですけれども、安定器、小型電気機器、感圧複写紙のそれぞれの合計は、この表の黄色のところの数字でございます。安定器については371トンです。これら3品目を合計したものが黄色の欄の下のPCB汚染物計ということで、387トンです。今、これをプラズマ処理施設で処理しているところでございます。登録の重量を分母として割りますと、今は21.2%となります。

増設施設でも処理をしますと、スラグやばいじんの産業廃棄物が出ます。スラグにつきましては、北海道内の最終処分場、ほかの物につきましては本州に払出しをしておりますので、それぞれ月ごとの数字を書かせていただきました。

引き続き、資料3-4に入ります。

中尾からトラブル状況をご報告させていただきます。

【JESCO】

安全対策課の中尾でございます。

私から、資料3-4及び資料3-5を説明させていただきます。

まず、資料3-4のトラブル事象等でございますが、前回の監視円卓会議以降、トラブル事象で公表したものは3件でございます。後ほど、この事象についてはご説明させていただきます。

2の不具合事象等の公表件数でございますが、前回の円卓会議以降、この3カ月の間に13件の不具合事象、7件の不具合事象未満を報告し、当情報センターにて公表している

ところでございます。

次のページからトラブル事象の詳細が書いてあるのですが、3件ございますので、パワーポイントを用いて説明させていただきます。

まず最初の1番目は、当初施設の真空超音波洗浄エリアにおける洗浄液の漏えいでありまして、2月25日に発生した区分Ⅳの漏えい事象です。

漏えいした液は、3.8ミリグラム／キログラムの洗浄液で、約12リットルがSUS床上に漏えいしております。漏えいしたのは、区分Ⅲの遮蔽フード内でございます。

原因でございますが、200リットルのタンクであるドレンポットの送液ポンプ、ここから液を送液するポンプの逆止弁が内漏れしたということで、その洗浄液が戻りましてドレンポットの窒素ガス配管にまで流れ込んで、シール弁内のダイヤフラムを破損して漏えいしたものでございます。

次のページで詳しく説明いたします。

こちらのタンクがドレンポットですけれども、この中に洗浄溶剤が入っています。ここから、このポンプを使ってこちらの第2蒸留塔の供給槽に移送するという工程でございます。当初は、順調に液を流し、こちらに移送いたしました。

続きまして、移送が完了した後ですが、ドレンポットの中は空になっています。窒素ガスが充満されています。ポンプから先のところに液がたまっていて、この高さは約10メートルでございます。このポンプの出口側の逆止弁が内漏れいたしまして、ここから液が10メートルの高さの重力によって逆流して行って、ドレンポットの中に戻りました。さらに、戻った量が大体300リットル以上ありまして、ドレンポットの容量200リットルをオーバーし、窒素配管まで漏れ込みました。窒素配管のユニット弁のところにダイヤフラムがあるのですが、このダイヤフラムが膨潤し、ユニット弁の空気孔から液が漏えいしたということでございます。

お手元の資料の3には、破損したダイヤフラムの写真等も載せています。

対策といたしましては、送液のドレンポットの下に逆止弁があるのですけれども、これを手動で閉止することによって再発防止を図るようにしています。

二つ目は、3月14日に発生しました複式ストレーナー蓋部からの洗浄液の漏えいでございます。

こちらは、場所は同じく真空超音波エリアにあるのですが、その中のストレーナーの蓋から液がにじみ出たものでございます。

にじみ出た液は、別添2の写真にも載せておりますけれども、こちらで蓋と本体のすき間からエリアのにじみ出たものでございます。

漏洩した液は、27.1ミリグラム／キログラムの洗浄液約2リットルで、SUS床上に漏洩しました。原因としましては、複式ストレーナーの内部洗浄後、蓋をあけて、その後、ボルト締めをしたのですが、そのときにボルトがわずかに緩んで、接合面から洗浄液がにじみ出たものでございます。

この対策としては、固定ボルトの締めつけを写真にあるとおりトルクレンチを使用して、常に一定以上の力で締めつけるようにしたということでございます。

三つ目は、増設施設における非常用発電機燃料小出し槽供給配管からの重油の漏えいでございます。

先月、4月15日に発生し、区分としては、用役類の屋外での漏えいですが、PCBを含まない液の漏えいということで区分Ⅲとしております。

漏れた量としては、A重油約3リットルで、これがアスファルト及び砂利上に飛散いたしました。

原因でございますけれども、ちょうどここは屋外でございます、海風の当たる場所になっております。塩害による腐食でございます、それが屋外高さ約6.5メートルのところにあります、フレキシブルホースに影響して、約0.1ミリの穴が開いて重油がにじみ出たものでございます。

対策といたしましては、フレキシブルホースを新品に交換して、このカバーを耐食性の保護カバーを取りつけることにいたします。そういう箇所が増設施設でほかに7カ所、当初施設でも9カ所ございますので、そういうところも同様に対策する予定でございます。

続きまして、資料3-5でございますが、平成25年度におけるヒヤリハット活動状況でございます。

これは、前回の円卓会議におきまして1月分まで報告させていただいておりますが、その後、2月、3月の結果が出ましたので、それについて追記したものでございます。

トラブルとしては、当初施設で2月、3月に1件ずつ、不具合事象未満等については先ほど報告したとおりでございます。

その下の(2)につきましては、過去の当初施設からの件数の推移を載せておりますが、平成25年度につきましては、トラブル、不具合事象等は前年よりも少なくなっている状況でございます。さらに、一番下には、仮想気がかりの年度別の推移等も載せておりますが、これについては想定のがかりということで、ご覧のとおりの数値が報告されております。

裏面は、ヒヤリハットの事例でございますが、これも前回と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

【JESCO】

先ほどの私のご報告で漏れがございました。

〇〇委員からご指摘をいただいております活性炭の性能調査につきましては、ようやく今年度、予算が通りましたので、今、契約の手続を進めているところです。もうしばらくお時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

引き続きまして、内部技術評価につきまして、野口から説明させていただきます。

【JESCO】

本社事業部の野口でございます。

それでは、資料3-6に基づきまして、北海道事業所の昨年度の内部技術評価結果についてご報告をさせていただきます。

短いので、冒頭文だけは読ませさせていただきます。

「日本環境安全事業株式会社では、PCB廃棄物処理事業の円滑な実施のため、PCB廃棄物の安全、確実な処理及び事故等の未然防止の観点から、処理施設の健全性及び運転・操業の確実性の確保と、これらの維持向上を図るため、『内部技術評価実施要領』を定め、全事業所を対象に、各事業所年1回の内部技術評価を実施することとしている。

今般、同要領に基づき、北海道事業所に係る第6回内部技術評価を実施したので、以下にその結果を報告する」ということです。

1に内部技術評価の実施フローがあります。時間もないようですので、省略させていただきます。内部技術評価というのは、毎回同じことをやっているのではなくて、実績を見ながら継続的な見直しをしながらよりよいものにしていこうということで実施しております。

次は、内部技術評価の計画ですが、対象事業所は当然のことながら北海道事業所ということで、処理対象期間につきましては、当初施設が24年9月から25年8月、増設施設につきましては、9月の操業開始ですので、25年9月から25年11月に実施しております。

評価項目につきましては、(3)の3)に書いてありますが、操業管理について12区分、設備管理について9区分、環境管理について6区分、安全性管理について14区分、適法性について6区分、環境安全異常事態等発生時の対応として5区分、教育訓練ということで8区分です。

それから、増設施設につきましては、安全性、安定性の確認ということで、事業部会等々でお約束しておりましたので、⑧という項目を増設施設のために設けて、今回はこれも含めて実施しております。

実施時期につきましては、昨年12月19日から20日の2日間としております。

評価の方法と評価区分は、適合事項については特に問題なしです。指摘につきましては、問題があるので、こういう点を改善されたいということで、改善措置を要求するものがございます。所見につきましては、操業改善で処理能力が上がっているというものにつきましては、継続的に実施願いたいということと、もう一つは、他事業所と比べてみて、実際にやられているけれども、こうしたほうがさらによくなるのではないかということですので。これにつきましては、しなければならぬことではなく、事業所の判断に任せることになります。

最終的な評価の結果ですが、先ほど区分という言い方をしましたが、区分についても細

かく分かれていますので、それを評価項目数で言い直しますと142項目に上ります。142項目について、指摘事項が3件、適合が134件、所見が4件という結果でございます。

別表ということで、指摘事項から所見について全て網羅してあるのですが、時間がないので、指摘事項についてだけご説明させていただきます。

指摘事項の1件目は、評価項目1-71と8-2という二つの共通項目ですが、プラズマについて、当初、想定外の異物が搬入された場合にどうするかということで確認をしたのですが、都度、関係者で協議しまして、業務連絡書や運転連絡表で対応しているということで、作業上は問題ないですけれども、その手続で文書化されたものがないので、そういったことがわからない人が入ってしまうと問題を起こす可能性があるもので、ちゃんと文書してほしいということです。これにつきましては、ちゃんと文書化されたものがございます。それから、平成26年度の運転委託仕様書の中にも、想定外のものが入った場合には、勝手に判断せずに、ちゃんと協議をしてからやるようにという一文が加えられておりました。

それから、指摘事項2につきましては、環境安全異常事態と発生時の対応体制ということで、北海道事業所にも、当然のことながら、緊急時対応マニュアルがございます。そこには、緊急時に備えて、これこれこういった種類の図書を整備するということが書かれています。当初施設につきましては、全て準備がされていまして、それが一つの固まりとして保管されていますので、何かあったときにはそれを持ち出せばいいとなっていたのですが、増設施設につきましては、物はそろっているのですけれども、例えば、配置図がここということが数カ所に分散していましたので、当初施設にあわせてまとめておいた方がいいということで、これについて指摘をしております。

これにつきましても、当初施設と同じような形でこれを持ち出すということでワンセットできていましたので、これもオーケーになっています。

それから、指摘事項の3件目は、増設施設についてですが、操業開始後に確認するとした事項ということで、施設の完了検査時の指摘事項、懸案事項等に対する対応状況の進捗状況を確認しました。これにつきましても、例えば、懸案事項の例、結露対策は夏場にならないとわからないとか、冷却塔の冬期対策も評価を実施したのは11月ですが、11月ではできないということで、時期を見て、それに合わせてやっているということで、これは実態としてやられております。

それから、経過観察事項例につきましては、例えば、プラズマトーチの全部の電極の消耗状況とか耐火物の状況は一回見ればいいということではないので、継続的にはかかっていくということで、今後も内部技術評価を通じまして確認していこうと思います。

また、所見から、3ページの操業開始後に確認するとした事項等への対応状況につきましては、前回の監視円卓会議で細かく説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

雑駁でございましたが、以上でございます。

【委員長】

私から、今の内部評価とトラブル事象に関連して質問します。

逆止弁のトラブルとフレキシブルホースですが、これはケーブルの腐食です。フレキシブルホースは、前にも異種金属の局所レンジで同じようなトラブルがありました。逆止弁でこういうのを起こすというのは、もともと逆止弁の種類を選定が間違っているわけです。こういう設計ミスについての内部評価はどうしてされないのですか。

【JESCO】

そういうトラブルは確認しておりますが、時期的に期間がずれている……。

【委員長】

時期的な問題ではないです。要するに、もともとそういう材料なり何なりを設計したこと自体が間違っているわけですよ。そういう異種金属の接合によるトラブルは前からわかっているし、そういう事象が現に去年も今年も発生しているわけです。それを内部評価で、今ある施設をどう管理するかではなくて、今トラブルが起きている施設をどう直すか、どういうことをしなければいけないかということも内部評価の対象ではないかと私は思いますが、JESCOではそうはなっていないのですか。

異物がかんだら逆止弁がきかなくなってダイヤフラムに穴があくなんて、設計手法としてはわかっているけれども、設計者は、逆止弁がきかなくなったらどうなるかということは、設計の段階からわかっていなければいけないでしょう。現にそういうことが起きているのだったら、内部評価のときにその逆止弁を設計したのは間違っているから、この逆止弁は違う材料に変えなければいけないというふうにするのが内部評価ではないですか。

一番最初の豊田のときに圧力計が吹っ飛びましたね。あんなものだって、二度とやってはいけないと指摘するのが内部評価ではないですか。

【JESCO】

トラブル事象については、本社に上がってきているもの、それから、小さな不具合についても、随時、内部技術評価の中でチェックしまして、対応状況の確認をしています。ですから、例えば、ここの事業所ではないですけども、異種金属で腐食が起こって漏れたところがあります。

【委員長】

ここの事業所でも起きていますよ。青木所長がご存じです。異種金属の接続で起きたのです。

【〇〇委員】

ここで問題になりましたよ。

【委員長】

ありましたよね。

さっきのオイルホースのフレキシブルは孔食だけでも、こんな塩分濃度の高いところでそんな材料を使うのはおかしいではないですか。それに対して、なぜこんなものを使ったのか、もとに戻って、こういう設計をしたのはどうしてか。もちろん、そこまでだけでも、これは直ちに換えなければいけないというように技術評価されるべきではないでしょうか。

【JESCO】

ですから、トラブル一件一件について対応状況の確認というか、技術的な問題については確認をとって、例えば異種金属があれば、そのところをチェックして交換するといった対応はするようにしております。

【委員長】

それは、この間やられた今回の技術評価のご説明の中に入っていないわけですよ。

【JESCO】

申しわけございません。ダイヤフラムは、今年になって、評価期間が……。

【委員長】

ダイヤフラムはそうですけれども、前の異種金属のこととか、油圧のジャッキもダイヤフラムかパッキンが固くなったか何かで油が漏れたとか、あれももともとの設計ミスではないですか。

だから、もっと違う評価をしますと、技術評価とは言いながら、ISO9000の文書管理のあり方の内部評価の段階でとまっているのではないかという印象が非常に強いのです。私の懸念は、もっと日常の小さなヒヤリハットや小さなトラブルがなぜ起きたかというところまで技術評価をしていただかないと、この事業所の技術委員会の先生方まで情報が伝わっていないのです。そこが一番心配だということを申し上げます。

【JESCO】

内部評価とは別に、通常、トラブルが起こりますと、事業所から本社にトラブルの速報が来ます。それについては、私のいるところと同じ部署で、担当が違うのですが、そこ

で、例えば、委員長がおっしゃるように、材質の選定がおかしいのではないかと、手順書がおかしいのではないかとということで、検討チームをつくりまして議論をします。そして、必要に応じて、ほかの事業所に横展開するという対応は一応やっております。

【委員長】

ご注意いただきたいのですが、環境省の検討委員会でも、不具合とかヒヤリハットの件数は北海道の事業所が一番多いです。一番多いということは、トラブルが多いのではなくて、ここの事業所の方々、それから、MEPSの方々、そういう事柄に関して細かく気がつく事業所です。そこで気がついた事柄を、この中でとまらないで、この事業所をさらによくすることは、ほかの事業所にもそういうことがちゃんと伝わるようにしてもらいたいというのが我々の意思です。

我々は、言うなれば素人ですから、JESCOはどこの部署で何とかというのは我々には関係ないです。JESCO全体としてちゃんとやってもらうということが我々の期待していることです。そういう意味で、表現はきついかもしれませんが、内部技術評価は、一つ一つの細かい不具合とか、ヒヤリハットでとまっているけれども、なぜヒヤリとしたのが技術的な問題としてあったのか、ヒューマンエラーで起きたのかというところまでチェックしていただきたいというのがお願いです。

特に、この三、四年、小さなトラブルが結構起きています。きょうお話があった3件は、ことし3月からです。1カ月に1個ずつ起きています。そういう意味で、先ほどもありましたけれども、ここの古いところは稼働してから6年です。あと十何年かかるわけです。毎月一つずつちょこちょここと起きていたら、計画どおりいかかないですよ。だから、そういうことが起きないように、フレキシブルホースとかパッキンとか逆止弁の掃除は定期的にやればいわけですから、そういうところまで気を配っていただきたいという気持ちが強いということをお伝えします。

では、次に、モニタリングの結果をご報告ください。

【事務局】

それでは、私から、資料3-7、3-8についてご説明申し上げます。

まず、資料3-7は、平成25年度のモニタリングの結果でございます。前回の円卓会議以降、今回、2月以降が追加になりまして、平成25年度分全てが出そろったこととなります。

中身としては、1ページ目、2ページ目の2月以降の数値、3ページ目から4ページ目の排出源の2月の数値ということで、この部分が追加になっておりまして、いずれも、環境基準値、排出管理目標値を超えるような数値は確認されておりません。

なお、前回の委員会で、11月以降から冬場のダイオキシン濃度が高くなる傾向にあるということで、環境科学研究センターの専門家のコメントを確認してくれという宿題をい

ただいております。確認した結果、室蘭地域は、秋から冬場にかけて比較的風が強いということで、巻き上がる土壌の影響が強いのではないかとコメントをいただいております。そのほか、一般的な事項として、寒冷時は燃料の消費量が上がることで、室蘭地域は工業地域ですからあまり関係ないかもしれないけれども、秋の10月、11月は、稲わらなどの焼却で上がることがほかの地域では確認されているというコメントをいただいております。

なお、環境モニタリングの結果につきましては、先ほども言いましたけれども、今回、参考資料4としてつけておりますが、明日の事業報告会で環境科学研究センターの担当者からより詳しい説明がございますので、もしご都合がよろしければそちらも聞いていただけるとよろしいかと思っております。

続いて、資料3-8でございます。

立入検査の実施状況でございますが、前回の円卓会議以降、2月から4月まで3回の立入検査を行っております。いずれも、先ほどご報告のありました3件のトラブルの発生を受けまして実施したものでございます。それぞれ再発防止策等について指示しているところでございます。

以上でございます。

【委員長】

環境科学研究センターの方にコメントをいただきました。ありがとうございます。お礼をお伝えいただきたいと思っております。

モニタリングと立入検査について、何かご質問はございませんか。

【〇〇委員】

モニタリングの測定結果ですが、ずっと見ても意味が分からないのです。なぜか祝津地区は、PCBについても、ダイオキシン類についても、ほかの地域と比較しても、また通年で考えても高いのです。微量なものだと言われたらそれまでかもしれないけれども、なぜなのか僕らは理解できないので、ぜひ検討していただきたいと考えています。

また、先ほどの評価のところではわからないことがあったのですが、お聞きしていいですか。

評価項目8-5のプラズマ炉の負圧異常の原因と対策というところがありまして、文章を読んでいてわかるようではわからなかったのですが、投入直後の処理物の急激なガス化による圧力上昇が負圧管理の異常の発生の原因だという文章があるのです。これは、どういう現象なのか、我々素人がわかるように説明してほしいということが一つです。

二つ目は、ここには直接書かれていないことですが、たまたま今回、非常用発電機の問題がありました。非常用発電機の管理のことですが、最近、3.11もそうだったし、福島原子力事故でもそうでしたが、いろいろなところで報告されているのは、いざ

というときに非常用発電機が起動しないという事例が物すごく多いことがわかってきています。ここも、何かあっていざというときに発電しなかったら用をなさないわけです。

僕は車が嫌いですが、僕の友達に車がとても好きな人がいて、何台も持っていて、大事に使って、いつでも使えるようにするために、1日に1回はエンジンをかけるそうです。そうしないと、いつかからなくなるかわからないと言います。

これは類似していることかどうかわかりませんが、起動管理はどういう形で行われているか、お聞きしたいと思います。

【委員長】

最初の祝津のことは、明日の説明会で質問していただければおわかりになると思います。たまりやすい地勢ということだろうと思いますが、ぜひ伺ってください。

技術評価で、負圧が破れるわけではないけれども、低くなる理由と、発電機の管理のことについて、お願いします。

【JESCO】

JESCOの松本でございます。

増設のプラズマ炉についてご説明させていただきます。

この評価項目は、昨年、北海道事業部会場で、試運転の状況について、私どもから先生方に、炉の運転状況で炉内の圧力の上がり下がりトレンドグラフを提示して説明したときに出た意見でございます。

プラズマ炉そのものは、普通の炉はそうなのですが、温度が上がってガスが発生しますので、いわゆる爆発しないために必ず負圧を維持するというのをこの場でも何度かご説明してきたかと思えます。今の事業部会の報告のときに指示したトレンドグラフ、圧力の変動が正圧に近いところにあるところがあったので、これはどういうふうに管理しているのかという質問を受けました。異常発生と書いていて誤解を招いているのだと思えますが、そういったご質問でした。

それに対する答えは、専門的な言葉でわかりづらかもしれませんが、ああいう反応炉というのは、バッチごとに1缶入れてガス化反応をするという繰り返しになります。どうしても、瞬間的に入れて、瞬間的にガスが発生して膨張するというので、全くコンスタントに圧力が一定になることはあり得ません。

ただし、先ほども申し上げましたけれども、正圧、プラスになって燃焼ガスが系外に出るのは絶対避けなければならないので、いろいろな基準で、例えば、ここに書いていますが、ある圧力が起点側の状態で何秒間継続するとすぐ投入をとめるとか、ガスの発生原因でありますプラズマトーチをとめるという制御回路を組んだ中でこういう動きがあるという説明をした次第です。

それでも、警報HHという結構高いレベルのアラームが鳴るのでありますが、そのとき

は、空気を送り込む装置のほうがインターロックでとまりました。でも、炉としては、ガスが噴き出すことはなく、ここに書いていますけれども、いろいろなところを点検して、20分後には正常状態の圧力まで戻ったことを確認していますという報告をさせていただいた資料になります。

よろしいでしょうか。

【委員長】

分かったような、分からないような感じですが、それは当然、そういうことが起きるのだと思います。結論的に言えば、シーケンサーでやっているのだろうけれども、その端子数をもう少し多くするとか、何か工夫をされたのでしょうか。

【JESCO】

一応、考えたセーフティーな回路、インターロックどおりにはちゃんとなっていますという報告をさせていただいたのです。

【JESCO】

非常用発電機につきましては、委員がご指摘のように、年1回、法定点検をしなければいけないので、これは当然します。

自主的には、毎日ではなく月1回ですが、必ずやって、その点検結果は翌日の朝会で、きのうの点検結果はどうでしたということでご報告をいただいています。今までの報告の中で、非常用発電機が動かなかったということは一度も聞いたことがありません。また、燃料が足りないときには必ず補給しますので、いざというときも間違いなく稼働すると判断しております。

【委員長】

つまらないことかもしれないけれども、いろいろな海水淡水化の施設を見えています。海水淡水化の施設の本体は、非常に腐食性が強いSUSです。その本体を据えつけている基礎とのボルトは、上の本体のSUSより腐食性が弱いSUSを使っているわけです。そうすると、そこのアンカーにつないでいるボルトから腐食してくるのです。そういうところがあります。

だから、さっきのSUSのフレキシブルホースだって、結局、このようにフッ素塩が強いところは、どの程度のSUSを使わなければならないかという話になります。そういうのが技術だと思います。だって、前の異種金属のものも同じです。こんなのは起きるのに決まっています。こんなものは、違う金属を無理やり直接つなげるなんて設計はしないです。でも、本体のほうは絶対に間違いありません。脱塩素のプロセスに関しては、僕は絶対に間違いがないという自信を持っています。でも、今まで起きているトラブルは、そういう

周辺の部分のトラブルです。だから、P C Bが漏れないのはばっちり万全です。でも、本体を支える周辺の部分の見直しをもう少ししていただかなければならないと思います。

内部技術評価もP C Bの評価はかっちりされていると僕は思います。しかし、周辺の本当につまらないトランスを持ち上げるジャッキから油が漏れるとか、くだらないところで信用を落としているわけです。そういうような観点から、もう少し目を注いでいただきたいということでもあります。

時間が大分過ぎたし、予定の議案も全部終わりましたので、後は事務局にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

2点ほどご連絡をさせていただきます。

次回の円卓会議の日程ですけれども、これは、近くなってからまた改めてご案内いたしますが、大体、秋をめどに考えております。

それから、先ほど池谷のほうから言いましたけれども、あす、事業報告会がございます。モニタリングのデータにつきましては、去年のデータのみならず、動く前の平成18年のデータからご説明をしたいと考えております。ぜひ足を運んでいただければと思います。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、大変ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日、限られた時間の中で貴重なご意見をいただきました。大変ありがとうございました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

以 上